

令和6年2月5日

東京都港区港南一丁目7番1号

ソニーグループ株式会社

代表執行役会長 兼 CEO 吉田 憲一郎

吸収分割に関する事前開示事項

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める書面)

当社は、令和6年1月26日付でソニーサーモテクノロジー株式会社（以下「STTI」といいます。）との間で締結した吸収分割契約書に基づき、令和6年4月1日を効力発生日として、当社がそのウェアラブルサーモデバイス「REON」事業（以下「本事業」といいます。）に関して有する権利義務を STTI に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。

本吸収分割に関する事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号）

令和6年1月26日付で当社と STTI が締結した吸収分割契約書は、別紙1のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ）

STTI は、本吸収分割に際して、STTI の普通株式 8,850 株を発行し、その全てを当社に対して交付します。当社は、効力発生日において STTI の完全親会社であり、本吸収分割の前後で当社の STTI に対する持分比率は変動せず、かつ当社の純資産額も変動しないことから、交付株式数は、STTI が承継する資産及び負債等並びに適正な出資単位の設定等の諸事情を考慮しつつ、STTI との協議により決定したものであり、相当であると判断しております。

また、本吸収分割により増加する STTI の資本金及び準備金の額については、本吸収分割により STTI に承継される資産及び負債の額、STTI の事業内容、事業規模及び財務状況等を総合的に勘案し、会社計算規則に基づき決定するものであり、相当であると判断しております。

3. 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第3号）

STTIは、本吸収分割に際して、当社の新株予約権（新株予約権付社債を含みます。以下同じ。）の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わるSTTIの新株予約権を交付いたしません。

当社が本吸収分割後も存続していくことや、STTIの資本政策等を総合的に勘案した結果、当社の新株予約権の新株予約権者には、引き続き当社の新株予約権を保有していただくことが適切と判断しております。

4. 吸収分割承継会社（STTI）についての事項（会社法施行規則第183条第4号）

(1) 成立の日における貸借対照表の内容

STTIの成立の日における貸借対照表の内容は、別紙2のとおりです。

(2) 成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 吸収分割株式会社（当社）についての事項（会社法施行規則第183条第5号）

(1) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

自己株式の取得枠設定

当社は、2023年5月17日付の取締役会決議により、以下のとおり、会社法及び当社定款の規定にもとづき、自己株式の取得枠を設定しました。

- ① 取得し得る株式の総数：2,500万株（上限）
- ② 株式の取得価額の総額：2,000億円（上限）
- ③ 取得期間：2023年5月18日～2024年5月17日

6. 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

(1) 当社について

当社の令和5年3月31日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額はそれぞれ5,225,223百万円及び1,984,561百万円であるところ、本吸収分割により当社がSTTIに承継する予定の資産及び負債の令和5年3月31日現在の貸借対照表における額はそれぞれ132百万円及び0円です。

また、現在に至るまで、これらの額に大きな変動は生じておらず、効力発生日までにこれらの額が大きく変動することも予想されておられません。

したがって、効力発生日後に見込まれる当社の資産の額は、負債の額を十分に上回るが見込まれます。

さらに、効力発生日後の当社の収益状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。

以上より、効力発生日後における当社の負担する債務については、履行の見込みがあると判断いたします。

(2) STTIについて

STTIの令和5年10月2日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額はそれぞれ10百万円及び0円であるところ、本吸収分割により当社がSTTIに承継する予定の資産及び負債の令和5年3月31日現在の貸借対照表における額はそれぞれ132百万円及び0円です。

また、現在に至るまで、これらの額に大きな変動は生じておらず、効力発生日までにこれらの額が大きく変動することも予想されておられません。

したがって、効力発生日後に見込まれるSTTIの資産の額は、負債の額を十分に上回るが見込まれます。

さらに、効力発生日後のSTTIの収益状況について、STTIの債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。

以上より、効力発生日後におけるSTTIの債務については、履行の見込みがあると判断いたします。

以上

(次頁以降に添付)

吸収分割契約書

ソニーグループ株式会社（以下「甲」という。）及びソニーサーモテクノロジー株式会社（以下「乙」という。）は、甲が、ウェアラブルサーモデバイス「REON」事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収分割）

本契約に定めるところに従い、甲は、吸収分割の方法により、甲が本事業に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

- (1) 甲
商号：ソニーグループ株式会社
住所：東京都港区港南一丁目7番1号
- (2) 乙
商号：ソニーサーモテクノロジー株式会社
住所：東京都港区港南一丁目7番1号

第3条（承継する権利義務に関する事項）

1. 乙が、本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙1「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。
2. 承継対象権利義務のうち、乙が甲から承継する債務については、全て乙が免責的債務引受の方法により引き受け、甲は、効力発生日（第6条において定義する。）以降、乙が本吸収分割により承継した債務について弁済又は履行の責を免れる。但し、当該承継する債務について、会社法第759条第2項に基づき甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全額について求償することができる。

第4条（本吸収分割に際して交付する株式その他の金銭等に関する事項）

乙は、本吸収分割に際し、乙の普通株式8,850株を発行し、その全てを承継対象権利義務に代えて甲に対して交付する。

第5条（乙の資本金及び準備金の額に関する事項）

本吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は以下の通りとする。

- (1) 資本金の増加額：0円
- (2) 資本準備金の増加額：会社計算規則第37条に従い別途乙が定める額
- (3) 利益準備金の増加額：0円

第6条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024年4月1日とする。但し、本吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（吸収分割契約承認株主総会）

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定に基づき、本契約につき会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本吸収分割を行う。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約及び本吸収分割に必要な事項につき株主総会の決議による承認を求める。

第8条（競業禁止義務）

甲は、効力発生日後も、本事業に関し競業禁止義務を負わない。

第9条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結から効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

第10条（公租公課）

承継対象権利義務に係る公租公課及び保険料等は、日割計算により、効力発生日の前日までは甲が、効力発生日以後は乙が負担する。

第11条（条件の変更）

本契約締結から効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本吸収分割を中止することができる。

第12条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、①乙の第7条第2項に定める株主総会において本契約及び本吸収分割に必要な事項につき決議による承認が受けられない場合、又は②本吸収分割の実行に必要とされる関係官庁の許認可等が得られなかった場合には、その効力を失う。

第13条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙協議の上定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2024年1月26日

(甲) 東京都港区港南一丁目7番1号
ソニーグループ株式会社
代表執行役 吉田 憲一郎



(乙) 東京都港区港南一丁目7番1号
ソニーサーモテクノロジー株式会社
代表取締役 伊藤 健二



承継権利義務明細表

効力発生日において、乙が甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、下記のとおりとする。なお、乙が甲から承継する資産及び負債については、甲の2023年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

記

1. 資産

効力発生日において本事業のみに属する以下の(1)及び(2)に記載の資産（知的財産権については第5項にて別途定める）。

(1) 流動資産

- ① 銀行預金（別途甲と乙で合意した金額）
- ② 製品
- ③ 仕掛品

(2) 固定資産

- ① 有形固定資産
工具、器具・備品、機械・装置、造作
- ② 無形固定資産
ソフトウェア
- ③ その他の投資
敷金

2. 債務

なし。

なお、2024年3月31日時点で本事業に従事する甲の従業員の2023年度を対象期間とする賞与は甲から支払われる。

3. 契約

効力発生日において本事業のみに関して締結している以下の契約その他の契約に関する甲の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務。

- ・甲及びエムスリー株式会社間の、2020年11月24日付取引条件同意書
- ・甲及び株式会社ハンズ（契約締結時の商号は、株式会社東急ハンズ）間の、2020年6月12日付取引基本契約書
- ・甲及び株式会社フェローテックマテリアルテクノロジーズ間の、2021年9月16日付取引基本契約書
- ・甲及び伊藤忠商事株式会社間の、2021年4月27日付取引基本契約書
- ・甲及び伊藤忠商事株式会社間の、2022年3月16日付売買基本契約書
- ・甲及び学校法人慶應義塾間の、2023年2月14日付秘密保持契約書
- ・甲及び十和田オーディオ株式会社間の、2019年12月13日付取引基本契約書
- ・甲及び日清紡都市開発株式会社間の、2023年8月29日付事業用建物賃貸借契約書

なお、次に掲げる契約に関する甲の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利

義務は、承継権利義務から除くものとする：

- ・本事業に従事する甲の役員との間の委任契約
- ・本事業に従事する甲の従業員との間の雇用契約
- ・本事業に関する商標に関してのみ定める使用許諾契約その他の契約
- ・本事業に関する特許権、実用新案権、意匠権に関してのみ定める実施許諾契約その他の契約

4. 許認可

効力発生日において本事業のみに関して取得している一切の許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの。

5. 知的財産権

効力発生日において本事業のみに属する技術ノウハウ及び著作権。

以下に特定する、効力発生日において本事業のみに属する特許権（出願中のもの及び対応外国出願を含む）、意匠権及び商標権。

特許権

Patent Reference	Country/Region Code	Filing date	Application No.	Title
SYP350491JP01	JP	2023/2/2	特願 2023014373	個人・環境・機器の温度等のセンシングによる、最適な温度環境を提供するシステム
SYP348070JP01	JP	2022/4/20	特願 2022069271	ウェアラブルデバイスにおける自動温度調整および自動開始・停止システム
SYP337707JP01	JP	2020/11/26	WO/2022/113791	ペルチェ素子を用いた筋組織への温熱・冷却繰り返し刺激による筋硬度低下手法
SYP329427JP01	JP	2018/9/26	WO/2020/066564	温度制御装置、衣服および取付補助具

(本頁、以下余白)

意匠権

Design Patent Reference	Country/Region Code	Filing date	Registration No.
SYD333183JP01	JP	2019/7/18	意匠登録 1653024
SYD333185JP01	JP	2019/7/18	意匠登録 1653025
SYD333421JP01	JP	2019/7/18	意匠登録 1652553

商標権

Trademark	Country/Region Code	Filing date	Registration No.
ReonWiz	JP	2022/10/11	登録 6693424
REON Pro	JP	2022/10/11	登録 6693425
Reon Connect	JP	2022/10/11	登録 6693426
REON Biz	JP	2022/10/11	登録 6693427
REON POCKET	JP	2019/5/23	登録 6323454

以上



貸借対照表
令和 5 年 10 月 2 日現在ソニーサーモテクノロジー株式会社
(単位：円)

資産の部		純資産の部	
科目	金額	科目	金額
現金及び預金	10,000,000	資本金	10,000,000
資産合計	10,000,000	純資産合計	10,000,000

上記は、当社の成立の日における貸借対照表に相違ございません。

東京都港区港南一丁目7番1号

ソニーサーモテクノロジー株式会社

代表取締役 伊藤 健二





Faint, illegible text impressions, possibly bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in several lines and appears to be a formal document or letterhead.